

インドネシアの大富豪の娘が6000万のローンを組むために中国に来たが、返済する必要はない！

写真はYoutubeから転載 インドネシアで最も裕福な男の娘であるリン・クイヤンは福建省で生まれた。彼女の父親であるリン・チャンファはインドネシアを代表するニッケル鉱山大手である。リン・クイヤンは最初法律を学ぶために清華大学に通い、その後ノッティンガム大学に進学した修士号を取得するために英国に留学します。社会に出たばかりの2015年に、3,000万元の借金の返済を求めて裁判所に訴えられました！しかし、最終的に裁判所は返済する必要がないとの判決を下しました。

事件の発端は、父親の林昌華氏が2011年に廈門市集美市興林湾にある商業ビル2棟の頭金として8000万円を支払う計画だった。気象条件は予測不可能であり、2014年にインドネシアは新たな鉱業規制と禁止令を施行し、林昌華のビジネスに大きな影響を与えました。鉱山事業が妨げられている一方で、商業ビルの頭金を支払わなければならないというプレッシャーにも直面している。そんなとき、ホン・ジョンハイという謎の富豪が現れ、商業ビルの頭金として8000万を貸してくれた。単純な私的融資紛争が始まり、最高人民法院巡回裁判所への上訴を経て、最終的に判決は取り消された。当事務所は、「中国判決文書ネットワーク」に掲載された二審民事判決に基づいて、訴訟の全容を簡潔に要約した。

原因: 2014年1月29日、Fanhua Companyは当事者Aとして、Lin Cuiyanは当事者Bとして、Hong Zhonghaiに次のように述べた「誓約書」を発行しました: Lin CuiyanとFanhua Companyは興林湾ビジネスオペレーションセンターのビル11Aを購入しました。、B棟物件は経営難のため、香港中海から8,000万元を借り入れ、資本占有料は月利3.1%に基づき、日割りで請求されず、融資期間は10ヶ月から12ヶ月です。この融資は、新会社元華投資公司（当事者C、法定代理人林翠燕）および元華資産有限公司（当事者丁）を設立し、新会社名義で上記不動産を購入するために直接使用されました。

ホン・ジョンハイの借入資金の安全を確保するため、林翠燕、ファンホア・カンパニー、ホン・ジョンハイは全会一致で、ホン・ジョンハイに代わってC党の株式の90%とD党の株式の90%を一時的に保有することに同意した。当事者Cと当事者Dの会社口座と印鑑はすべて香港中海によって管理されています。香港中海はまた、C党とD党に総額8,000万元の分割資金を注入した。

2014年3月4日、C党は香港中海に対し、2014年3月3日に3,000万元の融資を出資の形でC党の口座に送金したと記載した「誓約書」を発行した。丙は上記債務について連帯責任を負う予定であり、保証期間は債務完済までとなります。

何が起こったのか: 2015年、林翠燕氏、樊華氏、およびC党は、香港中海氏によって裁判所に訴訟を起こされ、林翠燕氏に3,000万の滞納金を即時返済するよう求められた。ホン・ジョンハイ氏は、「8000万を貸し、5000万は家の購入に使った。残りの3000万は家の購入に使わなかったので、お金を回収しなければならない」と主張した。（2015年）夏民中民事判決第896号は、第一審裁判所が係争中の3,000万元の融資が履行されたとの判断を示した。つまり、林翠燕は融資元金3,000万元と資本占有料をホン・ジョンハイに返還しなければならない。当事者Cは、林翠燕およびFanhua Companyの上記債務について連帯して責任を

負い、保証責任を負った後、Lin Cuiyan および Fanhua Company に対して返済を
求める権利を有するものとします。林翠燕氏は決定を受け入れることを拒否し、
二審に控訴した。

二審では、林翠燕被告が銀行振込明細書を提出し、2014年4月と9月にそれぞれ
2000万元と999万4900元が振り込まれ、最終的な受取人は洪正海氏で、3000万
元の融資が振り込まれたことを証明した。中海はそれを撤退または譲渡します。
ホン・ジョンハイ氏の反対尋問では、証拠の信頼性は確認できないと考えられ
た。二審裁判所は、林翠燕は証拠の原本を提出しておらず、証拠には作成者がな
く、銀行印が押されていない、単なる書式であり、証拠は認められないと判断し
た。したがって、二審裁判所は、控訴を棄却し、原判決を支持した。

林翠燕さんは一審、二審ともに敗訴したが、それでも林翠燕さんの不満を晴らす
ことはできなかったため、最高人民法院第三巡回法院に再審を申請した。

結果: 第三巡回裁判所のジャン・ピシン判事は資料を検討した結果、第一審と第二
審には明らかな誤りがあり、再審が開始されたと述べた。2018年2月26日、厦門
中級人民法院で再審手続きが公開で行われた。二審裁判所は提出された新たな証
拠を受け入れなかったため、方法Cの法定代理人である林翠燕氏は、ホン・ジョン
ハイ氏の手元にある会社印章の紛失を報告し、銀行に新しい銀行印章を再申請
し、提出した。巡回裁判所へ。最終再審決定(1): ホン・ジョンハイが実際にCの印
鑑と銀行口座を管理していたため、2014年4月と9月にそれぞれ2,000万元と999
万4,900元が送金され、最終的な受取人はホン・ジョンハイであり、ホン・ジョン
ハイもまた合理的な説明がない場合、上記の資金移転は、ホン・ジョンハイが対
応する未使用の債権者権利3,000万を回収したことを意味すると法的に判断され
る。つまり、3,000万の債権者の権利は存在せず、実際に発生するのは5,000万の
債権者の権利だけです。設定された5,000万元の債務は、合意に従って引き続き
返済義務を履行する予定です。

要約すると、民間融資の複雑さと特殊性、そしてほとんどの人が証拠についてあ
まり意識していないことから、自分の権利と利益を保護したい場合は、望ましい
結果を達成するためにすべてのリンクをチェックする専門の弁護士を委託する必
要があります。